# 〇家畜改良増殖法関係三段表

○家畜改良増殖法(令和二十五年五月二十七日法律第二百九号) ○家畜改良増殖法(令和二年度改正反映)	○家畜改良増殖法施行令(令和二年度改正反映)	〇家畜改良增殖法施行規則(令和二年度改正反映)
最終改正:令和二年四月二十四日法律第二十一号	最終改正:令和二年九月十六日政令第二百八十八号	最終改正:令和二年九月二十八日農林水産省令第六十四号
種畜等(第四条―第十条)の二 家畜の改良増殖に関する目標等(第三条の二―第三条の五)総則(第一条―第三条)	政令を制定する。 第四条第一項、第三十七条並びに附則第一項及び第六項の規定に基き、この第四条第一項、第三十七条並びに附則第一項及び第六項の規定に基き、この内閣は、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三条第一項、	に基き、家畜改良
(第十六条—第二十三条)び家畜受精卵移植の制限等(第十一条—第十五》畜受精卵移植		条) 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等(第十五条—第二十第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 第一章 種畜等(第一条—第十四条)
条の八)		第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例(第四十一条—第四十四条)第三節 家畜人工授精所(第三十二条—第四十条)第二節 家畜人工授精師(第二十一条—第三十一条)
附則 第三十八条―第四十二条)第四章 雑則(第三十八条―第四十二条)第四章 雑則(第三十三条―第三十七条の二)第三章の二 家畜登録事業(第三十二条の九―第三十二条の十二)		附則 第三章 雑則(第四十九条—第五十二条)
第一章 総則		
目的とする。	年八月二十日とする。 第一条 家畜改良増殖法(以下「法」という。)の施行期日は、昭和二十五(法の施行期日)	
(国等の責務) (国等の責務)		
(定義) <ul> <li>(定義)</li> <li>(定義)</li> </ul> (定義)   (定義)   (定義)   (定義)<	第二条 法第三条第一項及び第四条第一項本文の家畜は、豚であつて、家畜第二条 法第三条第一項及び第四条第一項本文の家畜は、豚であつて、家畜(家畜の範囲)	

5 この法律において「家畜体外受精卵移植」とは、牛その他政令で定める5 この法律において「家畜の雌又はそのとたいから採取した卵巢から未受精卵を採取し、及び処理理し、体外授精(牛その他政令で定める家畜の雄から採取され、及び処理する。 この法律において「家畜体外受精卵移植」とは、牛その他政令で定める

# 第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

#### (家畜改良増殖目標)

第三条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、年、馬、めん第三条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん第三条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん

らない。管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければな管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければなおける向上に関する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養

業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、食料・豊

# (都道府県の家畜改良増殖計画)

畜改良増殖計画」という。)を定めることができる。 ・ は、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画(以下「家第三条の三 都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖

家畜改良増殖計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 家畜の改良増殖の目標
- 計画の期間

び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及

するものの配置、利用及び更新に関する事項いう。) の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有いう。) の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有いる。) でいる (以下「家畜体内受精卵」と

る事項の雌を含む。)で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関すの雌を含む。)で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関すの採取の用に供する家畜の雌(そのとたいから家畜卵巣を採取する家畜の採取の用に供する卵巣(以下「家畜卵巣」という。)

卵移植施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項、 第三号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設、家畜受精

家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

する事項
する事項

を定めるよう努めるものとする。 家畜改良増殖を図るために必要な事項験及び研究に関する事項その他の家畜の改良増殖を図るために必要な事項を定めるより増殖計画には、前項各号に揚げる事項のほか、家畜に関する試

する専門的知識又は経験を有する者の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関

公表するよう努めなければならない。 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めたときは、遅滞なく、これを

#### (家畜改良増殖目標)

第三条 法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標は、おおむね五年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

#### (国の援助)

第三条の四 国は、都道府県知事が前条第一項の規定により家畜改良増殖計 努めるものとする。 付けの促進その他当該家畜改良増殖計画の実施に必要な援助を行うように 画を定めた場合には、当該都道府県に対し、独立行政法人家畜改良センタ (以下「センター」という。) の所有する優良な資質を有する家畜の貸

# (家畜改良増殖目標等と家畜の改良増殖のための措置)

第三条の五 農林水産大臣又は都道府県知事は、次条第三項の家畜の血統、 に努めるものとする。 増殖目標又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるよう 次章から第四章までの規定を実施するに当たつては、それぞれ、家畜改良 能力及び体型による等級に係る基準又は第二十七条の規格を定め、その他

#### 第二章 種畜等

(種付け等の制限)

第四条 牛、馬その他政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、セン 精(家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。以下同じ。)の用受けているものでなければ、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授 ターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を てはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 に供する精液(以下「家畜人工授精用精液」という。)の採取の用に供し

- るものを種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合 臨時に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けてい し、又は移入した家畜の雄であつて、その飼養者において、センターが じ。)以外の地域又は第三十七条の規定により指定された島から輸入 本邦(本州、北海道、四国、九州及びその附属の島をいう。以下同
- 一 疾病その他やむを得ない事由によつてセンターが定期に行う検査を受 府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているもの を当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取 けることができなかつた家畜の雄であつて、その飼養者において、都道
- 三 学術研究のため種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場 合その他農林水産省令で定める場合

【第三条参照】

#### 第一章 種畜等

#### (検査の方法)

第一条 独立行政法人家畜改良センター (以下「センター」という。) は、家 う。)を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を 検査」という。)及び同項第一号の検査(以下「センターの臨時検査」とい 畜改良増殖法(以下「法」という。)第四条第一項本文の検査(以下「定期 担当させなければならない。

- 獣医師又は家畜人工授精師
- 修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者(当該課程を 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は高等専門
- 三 学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した場合 従事している者 にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上
- 四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認め

#### (検査の期日及び場所)

第二条 センターは、定期検査及びセンターの臨時検査の期日、場所その他必 要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

2 都道府県知事は、法第四条第一項第二号の検査(以下「地方の臨時検査」 しなければならない。 という。)の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表

### (種付け等の制限の特例)

第三条 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場

- ものの用に供する場合 法第四条第一項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げる
- 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け
- ロ 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるものの用 用精液をいう。以下同じ。)の採取 に供する家畜人工授精用精液(法第四条第一項に規定する家畜人工授精
- (1) 家畜人工授精 (法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。

うかについて行う。 疾患並びに繁殖機能の障害(以下「疾患」と総称する。) を有しないかど が順の検査は、その家畜が農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性

移植をいう。以下同じ。) 8 家畜体外受精卵移植(法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵(2) 家畜体外受精卵移植(法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵

いて種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内におであり、かつ、当該都道府県の区域内の家畜人工授精所その他の農林水産と認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属するものおいて飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われるおいて飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われるおいて飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われるおいて、事ら一の都道府県の区域内に

#### (検査の申請)

#### (必要書類の呈示)

きはこれを検査担当者に呈示しなければならない。 び経歴を証明する書類並びに法第九条第二項の規定による種付台帳があると 第五条 種畜検査を受けようとする者は、検査の際、当該家畜の血統、能力及

### (検査に係る疾患の種類)

第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとす

#### 云杂生矣

- 『「ここのいては、ここででは暑気でないが、アンプ、アンプ、ステンスの上欄に掲げる伝染性疾病及びこれらの伝染性疾病の疑症(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条第一項の
- プトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)病、牛カンピロバクター症、トリコモナス症、トリパノソーマ症及びレロ 牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン
- 塚こついては、オーエスキー南、冢紊値・呼及章書定幹详及び冢テン性子宮炎及びこうしん馬については、トリパノソーマ症、仮性皮疽、馬パラチフス、馬伝染馬については、トリパノソーマ症、仮性皮疽、馬パラチフス、馬伝染
- オウイルス性脳脊髄炎 豚については、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚テシニ 豚については、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚テシ

#### 二 遺伝性疾患

#### 牛について

- (1) 肉用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺らを後代に発現させる遺伝性疾患が指定するものについては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれらを後代に発現させる遺伝性疾患が指定するものについては、遺らを後代に発現させる遺伝性疾患
- (2) 乳用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれて性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれて性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれて性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けいれていては、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性でんかん、遺伝性けい

しなければならない。 第一項の種畜証明書には、 種畜の血統、能力及び体型による等級を記載

できる。付、書換交付及び再交付の手続に関する事務をセンターに委託することが 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、第一項の種畜証明書の交

#### (委託の方法)

第四条 法第四条第四項の規定による委託は、次に定めるところにより行う ものとする。

- 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。 事務を処理する場所及び方法に関する事項 委託に係る種畜証明書の交付、書換交付及び再交付の手続に関する
- その他農林水産省令で定める事項

二 委託をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公

ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患 れん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎及

- 代に発現させる遺伝性疾患 馬については、遺伝性虹彩欠損症及び遺伝性の奇型並びにこれらを後
- 繁殖機能の障害 炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患 豚については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚

炎、精巣及び副生殖器の発育不全及びしゆよう並びに陰茎及び包皮の裂傷 症、陰茎脱、陰茎湾曲症、亀頭包皮炎、包茎、精のうせん炎、前立せん 精巣炎、精巣機能減退、精巣い縮、潜在性精巣、陰のう炎、ぼつ起不全

#### (種畜の等級)

第七条 法第四条第三項の等級は、特級、一級、二級及び級外の四階級に区分

2 前項の等級の判定基準は、農林水産大臣が告示で定める。

#### (種畜証明書の交付等)

第八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、検査に合格した家畜について別記 様式第二号による種畜証明書をその飼養者に交付するものとする。

2 法第四条第四項の規定により種畜証明書の交付の手続に関する事務がセン ターに委託されている場合にあつては、センターは、検査に合格した家畜に ついて別記様式第二号による種畜証明書をその飼養者に交付するものとす

### (委託契約書の記載事項)

第八条の二 家畜改良増殖法施行令(昭和二十五年政令第二百六十九号。以下 るものとする。 「令」という。)第四条第一号ハの農林水産省令で定める事項は、次に掲げ

- 委託契約の金額
- 委託契約代金の支払の時期及び方法
- センターの農林水産大臣への報告に関する事項

# 第八条の三 令第四条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかに

(委託契約に係る公示)

することにより行うものとする。

#### 委託に係る事務の内容

委託に係る事務を処理する場所

# (種畜証明書の記載事項の変更)

第九条 令第五条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。

種畜の名前の変更

第五条 種畜の飼養者は、種畜証明書の記載事項に農林水産省令で定める変

(種畜証明書の書換交付)

更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が

種畜証明書については当該都道府県知事に、その書換交付を申請すること 交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した

種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

第十条 令第五条の規定による種畜証明書の書換交付の申請は、 (種畜証明書の書換交付及び再交付の手続)

2 今第六条第一項の規定による種畜証明書の再交付の申請は、別記様式第三 号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、種畜証 明書を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に

第六条 種畜の飼養者は、種畜証明書を汚し、損じ、又は失つたときは、農

(種畜証明書の再交付)

ついては農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜証明書に

号による申請書に種畜証明書を添えてしなければならない 別記様式第三

種畜証明書を添えて提出しなければならない。

#### (種付け等の禁止)

### (種畜証明書の有効期間)

とする。 | の現本では、 の日から一箇年で農林水産大臣が交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から一箇年 第六条 第四条第一項本文の規定によりセンターが定期に行う検査に基づい

- 3 第四条第一項第一号及び第二号の規定によりセンター又は都道府県知事は、同項の規定にかかわらず、同項の有効期間を六箇月以内に限り延長すは、同項の規定にかかわらず、同項の検査を行うことができない場合にら一箇年以内にセンターが次の定期の検査を行うことができない場合に2 農林水産大臣は、天災その他やむを得ない事由により前項の検査の日か2 農林水産大臣は、天災その他やむを得ない事由により前項の検査の日か
- 検査の日のうちいずれか早い時までとする。 畜証明書の有効期間は、検査の日から一箇年を経過した日又は次の定期の が臨時に行う検査に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事が交付する種 が臨時に行う検査に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事が交付する種

# (種畜証明書の効力の取消又は停止)

第七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十五条の検査の結果、疾患の停止を解除しなければならない。 その交付した種畜証明書の効力を取り消し、又は停止することができる。 を停止した場合において当該種畜について、その疾患の程度により、それぞれを停止した場合においては都道府県知事は、第三十五条の検査の結果、疾患の停止を解除しなければならない。

#### (種畜の公示)

を管轄する都道府県知事にその旨を通報しなければならない。を管轄する都道府県知事にその旨を通常の場合は、当該種畜の所在地止を解除した場合その他農林水産省令で定める場合は、当該種畜の所在地上、大場合、前条の規定により種畜証明書の有効期間を延長し、一次、一次、第四条第二項の規定により種畜証明書の有効期間を延長し第八条 農林水産大臣は、第四条第一項本文又は同項第一号の種畜証明書を

# (種畜の飼養者の種畜証明書の提示等)

ばならない。 水産省令で定める者から要求があつたときは、種畜証明書を提示しなけれ 水産省令で定める者から要求があつたときは、種畜証明書を提示しなけれ 第九条 種畜の飼養者は、種付けを受けようとする家畜の飼養者その他農林

採取に関する事項を記載しなければならない。 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付け及び家畜人工授精用精液の

種畜の飼養者は、種畜証明書の再交付を受けた後、失つ当該都道府県知事に、その再交付を申請することができる。

2

道府県知事に、旧種畜証明書を返納しなければならない。は農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都発見したときは、速やかに、農林水産大臣が交付した種畜証明書について発育の飼養者は、種畜証明書の再交付を受けた後、失つた種畜証明書を

#### (種畜証明書の返納等)

第七条 種畜の飼養者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかければならない。

種畜証明書の有効期間が満了したとき

一法第七条第一項の規定により種畜証明書の効力が取り消されたとき。

農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道されたときは、速やかに、農林水産大臣が交付した種畜証明書については2 種畜の飼養者は、法第七条第一項の規定により種畜証明書の効力が停止三 種畜が死亡し、逃亡し、又は盗難にかかつたとき。

当該種畜証明書を返還しなければならない。第二項の規定により種畜証明書の効力の停止が解除されたときは、直ちに知事は、当該種畜証明書の効力の停止の期間が満了したとき又は法第七条知事は、当該種畜証明書の扱出を受けた農林水産大臣又は都道府県

3

府県知事に、提出しなければならない。

い。
 3 前二項の規定による申請書に収入印紙を貼り付けて納付しなければならなる 前二項の規定による申請をする者のうち農林水産大臣に対して申請をする

第十一条 削除

#### (種畜の公示)

第十二条 法第八条第一項及び第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲

一 種畜証明書を書換交付したとき

き。 一 今第七条第一項第三号の場合において、種畜証明書の返納があつたと

## (種畜証明書の提示の相手方)

る。 第十三条 法第九条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とす

- 獣医師及び家畜人工授精師
- 家畜伝染病予防法の家畜防疫官及び家畜防疫員
- 農業共済組合及び農業共済組合連合会の関係技術員

- | 4 種畜の飼養者は、種付けを受けた雌の家畜の飼養者から種付証明書の交| 3 種畜の飼養者は、前項の種付台帳を五年間保存しなければならない。
- ( を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

# (家畜体内受精卵等の採取の制限)

第九条の二 牛その他政令で定める家畜の雌は、その飼養者において、農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患を有しないことについての獣家畜体内受精卵の採取の用に供してはならない。ただし、学術研究のため家畜体内受精卵の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定めるところにより受け、診断書の交付を受けたもの(次項において「診断書交付家畜」という。)でなければ、家畜体内受精卵の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合で定める家畜の雌は、その飼養者において、農林第九条の二 牛その他政令で定める家畜の雌は、その飼養者において、農林第九条の二

場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。供してはならない。ただし、学術研究のため家畜卵巣の採取の用に供するを確認しなければ、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に善いること畜卵巣を採取する者において、当該家畜の雌が診断書交付家畜であること畜卵巣を採取する者において、当該家畜の雌びき断書交付家畜であることを確認しなければ、当該家畜の雌又はそのとたいから家

# , (家畜体内受精卵等の採取の禁止)

- ない。 
  取の用に供してはならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りで取の用に供してはならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りで遺伝性疾患にかかつていることを知りながら、これを家畜体内受精卵の採集人は第九条の三 
  牛その他政令で定める家畜の雌が前条第一項の伝染性疾患又は
- は、この限りでない。 
  は、この限りでない。 
  は、この限りでない。 
  は、 
  は、 
  の保取の用に供してはならない。 
  ただし、同条第二項ただし書の場合 
  即巣の採取の用に供してはならない。 
  ただし、同条第二項ただし書の場合 
  即巣の採取の他政令で定める家畜の雌が前条第一項の伝染性疾患又は遺伝性疾 
  は、この限りでない。

## (診断に係る疾患の種類)

第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次第十三条の二

一 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、トリパノソーマー 第六条第一号イに掲ける伝染性疾患(フルセラ症を除く。)

症及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。) - 牛伝染性鼻気管炎、フルータンク、ランビースキン病、トリバノソー -

#### (獣医師の診断)

巣の採取の用に供する日前三十日以内に受けたものでなければならない。下同じ。)の採取の用に供する日又は雌の家畜若しくはそのとたいを家畜卵内受精卵(法第三条の三第二項第四号に規定する家畜体内受精卵をいう。以第十三条の三 法第九条の二第一項の獣医師による診断は、雌の家畜を家畜体

# (家畜受精卵の採取の制限の特例)

に移植する家畜体内受精卵の採取の用に供する場合とする。同項の家畜の雌の飼養者が、当該雌の家畜を、自己の飼養する雌の家畜のみ第十三条の四 法第九条の二第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、

供する家畜卵巣の採取の用に供する場合とする。
への出の回に規定する家畜体外受精卵をいう。以下同じ。)の生産の用にたいを、自己の飼養する雌の家畜のみに移植する家畜体外受精卵(法第十一の雌の飼養者又は同項の家畜卵巣を採取する者が、当該家畜の雌又はそのとの雌の飼養者又は同項の家畜卵巣を採取する者が、当該家畜の雌又はそのと

#### (種付台帳等の様式)

様式第六号によるものとする。 様式第六号によるものとする。 様式第六号によるものとする。 様式第六号によるものとする。

## (種畜証明書の交付手続等)

する証明書の様式に関する事項は、農林水産省令で定める。 
明書に関する手続並びに第九条の種付台帳、種付証明書及び精液採取に関 
付及び返納に関する事項は政令で、第四条の検査の方法及び手続、種畜証 
第十条 この章に規定するもののほか、種畜証明書の交付、書換交付、再交

# 第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

# 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

(家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限)

第十一条 獣医師又は家畜人工授精師でない。 の他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 の他農林水産省令で定める場合、自己の飼養する雌の家畜に注入する場合そを採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。ただし、学術の、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。ただし、学術の他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十一条の二 獣医師でない者は、雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、国はこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自てはこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自第十一条の二 獣医師でない者は、雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、

採取する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。し、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を比してはならない。ただ

産省令で定める場合は、この限りでない。 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、此の家畜のとたいから家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他農林水を採取してはなる場合は、此の家畜のとたいから家畜卵巣

お研究のためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りで術研究のためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでに供する受精卵をいう。以下同じ。)を処理してはならない。ただし、学し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外受精卵(家畜体外受精卵移植の用に供する未受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは処理移植の用に供する未受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは処理ない。

する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。 い。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜に移植い。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜に移植してはならなび家畜体外受精卵をいう。 獣医師又は家畜人工授精師でない者は、家畜受精卵(家畜体内受精卵及

数が、都道府県知事の定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用特液を採取する回受精卵を処理してはならない。ただし、家畜人工授精用精液を採取する回火第三項において「家畜人工授精所等」という。)以外の場所で家畜人工授精用精液を採取し、若しくは処理し、家畜体外授精を行い、又は家畜体外、工授精用精液を採取し、若しくは処理し、家畜体内受精卵を処理し、家畜外工境精用特液を採取し、若しくは処理し、家畜体内受精卵を処理し、家畜人工授精用の場所で家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受第十二条 家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受

# 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

# 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

# (家畜人工授精の制限の特例)

畜人工授精用精液の処理又は注入をする場合とする。る雌の家畜に注入するためにする他人の飼養する雄の家畜から採取された家第十五条法第十一条ただし書の農林水産省令で定める場合は、自己の飼養す

# (家畜受精卵移植の制限の特例)

採取された家畜体内受精卵の処理をする場合とする。は、自己の飼養する雌の家畜に移植するために他人の飼養する雌の家畜い移植するために他人の飼養する雌の家畜から第十五条の二 法第十一条の二第一項ただし書の農林水産省令で定める場合

る場合とする。 る場合とする。

2

- ために雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵の生産の用に供する
- であった。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このできると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精生的に実施することができると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精二 農林水産大臣の定めるところにより家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛

3

う。以下同じ。)を行い、又は家畜体外受精卵を処理する場合とする。 とは処理し、家畜体外授精(法第四条第一項に規定する家畜体外授精をいくは処理し、家畜体外授精(法第四条第一項に規定する家畜体外授精化、 以下同じ。)を採取し、若し受精卵(同項に規定する家畜体外受精卵の生産の用に供するために家畜未養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵を処理する場合は、若している。

条第一項ただし書及び第四項ただし書の場合は、この限りでない。 精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに第十一条ただし書並びに前

定める場合は、この限りでない。 る雌の家畜に注入し、又は移植するためにする場合その他農林水産省令で 保存してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養す 家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を

# (家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の検査等)

第十三条 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を採取したと ばならない。 きは、速やかに、農林水産省令で定める方法により、これを検査しなけれ

で定める方法により、これを検査しなければならない。

2 獣医師は、家畜体内受精卵を採取したときは、速やかに、農林水産省令

卵巣から家畜未受精卵を採取し、及び処理し、家畜体外授精を行つた後、 家畜卵巣を採取したときは、農林水産省令で定める方法により、その家畜 つては、獣医師。次項及び第十四条第二項第一号ニにおいて同じ。)は、 これにより生じた家畜体外受精卵を検査しなければならない。 獣医師又は家畜人工授精師(雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあ

に家畜体内受精卵若しくは家畜体外受精卵を移植する場合は、この限りで 精液を注入し、若しくはこれを用いて家畜体外授精を行い、又は雌の家畜 ならない。ただし、検査の後その場所において雌の家畜に家畜人工授精用明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しなければ 外受精卵を容器に収めた上これに封を施し、かつ、家畜人工授精用精液証 令で定める方法により、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体 獣医師又は家畜人工授精師は、前三項の検査の後速やかに、農林水産省

項の規定にかかわらず、当該家畜体内受精卵の処理を行うことができる。 他当該家畜体内受精卵の処理を他の獣医師又は家畜人工授精師に行わせる ず、その指示の下に、第二項の検査並びに前項の容器への収容及び封その ことができる。この場合には、当該家畜人工授精師は、第十一条の二第 家畜体内受精卵を採取した獣医師は、第二項及び前項の規定にかかわら

務」と総称する。)を他の獣医師又は家畜人工授精師に行わせることがで の他当該家畜体外受精卵の処理(第二十八条において「家畜体外授精業 外授精並びに家畜体外受精卵の検査並びに第四項の容器への収容及び封そ わらず、その指示の下に、第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体 を採取した場合にあつては、獣医師)は、第三項及び第四項の規定にかか 家畜卵巣を採取した獣医師又は家畜人工授精師(雌の家畜から家畜卵巣

#### (精液の検査方法)

第十六条 法第十三条第一項の検査は、第一号に掲げる事項については肉眼検 査、第二号に掲げる事項については顕微鏡検査の方法による。

- 精液の量及びその色、臭気、水素イオン濃度等の性状
- 精子の数、活力、生存率及びき型率

# (家畜体内受精卵の検査方法)

第十六条の二 法第十三条第二項の検査は、次に掲げる方法による。

うこと。 家畜体内受精卵の検査は、当該家畜体内受精卵を適切に洗浄した後に行

一 イに掲げる事項については肉眼検査、ロに掲げる事項については顕微鏡 検査の方法によること。

浮遊液の色等の性状

家畜体内受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雑物の有無

# (家畜未受精卵の採取方法等)

第十六条の三 法第十三条第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外授 精並びに家畜体外受精卵の検査は、次の方法による

家畜体外授精は、当該家畜未受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。

二 イに掲げる事項については肉眼検査、ロに掲げる事項については顕微鏡 検査の方法によること。

浮遊液の色等の性状

家畜体外受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雑物の有無

# 第十六条の四 法第十三条第四項の農林水産省令で定める方法は、次のとおり (家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の処置)

保存及び輸送の際家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受

精卵に対して悪感作を与えないような容器を用いること。

二 家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵に対して悪感 作を与えないように衛生的に操作すること。

きる。

- 7 獣医師又は家畜人工授精師は、第一項の検査の結果農林水産省令で定めて、獣医師又は家畜人工授精師は、第一項の検査の結果農林水産省令で定めて、一般医師又は家畜人工授精師は、第一項の検査の結果農林水産省令で定め
- 第四項ただし書の場合には、当該獣医師又は当該家畜人工授精師(雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、当該獣医師)は、当該家畜体外受精卵を受けた雌の家畜の飼養者から体内受精卵採取に関する証明書の交付を要求されたとき、又は当該家畜体外受精卵若しくは体外では当該家畜体外授精を行つた獣医師若しくは家畜人工授精師から精液採取に関する証明書の交付を要求されたとき、又は当該家畜体内受精卵若しくはこれを用いて家畜体外授精を行つた獣医師若しくは家畜人工授精師のは、当該家畜家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、当該獣医師)は、当該家畜家畜から家畜卵巣を採取する場合には、当該獣医師又は当該家畜人工授精師(雌の家畜の場合には、当該獣医師又は当該家畜人工授精師(雌のないのは、近日のは、

# ※、(家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の譲渡等の制

に掲げる場合は、この限りでない。 は入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つてはならない。ただし、次注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つてはならない。ただし、次れていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、若しくは雌の家畜に掲げる場合は、この限りでない。

精液であること。 特液であること。 の法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施した家畜人工授精用方法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施した家畜人工授精用方法により、検査の法令により獣医師又は家畜人工授精師に相当する資格を有す

であること。
であること。
ない、人工技術を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認いること。

その他農林水産省令で定める事項

こ 第十一条ただし書、第十一条の二第四項ただし書又は前条第四項ただ

# (家畜人工授精用精液の輸入に係る家畜の範囲)

第八条 法第十四条第一項第一号イの政令で定める家畜は、豚とする。

#### (精液の異常等)

第十七条 法第十三条第七項の農林水産省令で定める異常は、次に掲げるものとする。

- 精液中に血液、尿又は膿を混ずること
- 精液中に精子を欠除すること精液中に血液。 房又に鵬を涯

# (輸入精液に係る証明書の発行者)

第十七条の二 法第十四条第一項第一号中イから二まで以外の部分の農林水産第十七条の二 法第十四条第一項第一号からみて、同号の証明書の発行を的確で、その経理的基礎、技術的能力等からみて、同号の証明書の発行を的確じ、かつ、公正に実施することができるものとして農林水産大臣が指定する。

# (遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の種類)

第三号に掲げる繁殖機能の障害とする。 及び繁殖機能の障害は、それぞれ第六条第二号に掲げる遺伝性疾患及び同条及び繁殖機能の障害は、それぞれ第六条第二号に掲げる遺伝性疾患第十七条の三 法第十四条第一項第一号イの農林水産省令で定める遺伝性疾患

掲げる者とする。 第十七条の四 法第十四条第一項第一号ロの農林水産省令で定める者は、次に(輸入精液の採取者)

## 獣医師又は家畜人工授精師

る者 家畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められ家畜人工授精を関し家畜人工授精師と同等以上の知識及び技能を有し、二 家畜人工授精に関し家畜人工授精師と同等以上の知識及び技能を有し、

# (輸入精液に係る検査方法等)

第十七条の五 法第十四条第一項第一号ロの農林水産省令で定める方法は、検 第十七条の五 法第十四条第一項第一号ロの農林水産省令で定める方法は、検

# (輸入精液に係る証明書の記載事項)

第十七条の六 法第十四条第一項第一号ニの農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 前号の雄の家畜の種類及び品種

- 場合は、この限りでない。
  は、この限りでない。
  は、文は雌の家畜に移植してはならない。ただし、次に掲げるれを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、次に掲げるれを譲り渡し、又は家畜体内受精卵正明書若しくは家畜体外受は、又は家畜体内受精卵証明書若しくは家畜体外受し、又は家畜体内受精卵証明書若しくは家畜体外受し、
- イ 当亥京畜本内受青巾の采取の用こ共 ごまの京畜又よ当亥京畜本小不 当亥京畜本内受青巾の名のを譲り渡し、又は雌の家畜に移植する場合 れ、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書があつて、外国の政府機関その他農林水産省令で定める者により発行さ 本邦以外の地域から輸入された家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵で
- イ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜又は当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜又は当該家畜体外一当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜又は当該家畜体外
- 1 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜は家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が前項第一号イの要家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が前項第一号イの要いて、 三裔よりと特別を採取するために種付けの用に供した雄の家畜 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜
- ・ 家畜体内受精卵にあつては、外国の法令により獣医師に相当する資い、家畜体内受精卵にあつては、外国の法令により、農林水産省令で定める者が採取し、農林水産省令格を有する者その他農林水産省令で定める者が採取し、農林水産省令
- と。 家畜体外受精卵にあつては、外国の法令により獣医師又は家畜人工 家畜体外受精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める方法 資精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家 要精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家 家畜体外受精卵にあつては、外国の法令により獣医師又は家畜人工 と。
- へ その他農林水産省令で定める事項 家畜受精卵を植ること。 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができるとホ 家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると
- 一 第十一条の二第五項ただし書又は前条第四項ただし書の場合

- 三 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
- び住所四、前号の採取年月日における第一号の雄の家畜の飼養者の氏名又は名称及四、前号の採取年月日における第一号の雄の家畜の飼養者の氏名又は名称及
- 五 当該家畜人工授精用精液の採取及び処理をした者の氏名及び住所

# (輸入受精卵に係る証明書の発行者)

まのとする。 まのとする。 なのとする。 なのとする。 は、かつ、公正に実施することができるものとして農林水産大臣が指定するで、その経理的基礎、技術的能力等からみて、同号の証明書の発行を的確 で、その経理的基礎、技術的能力等からみて、同号の証明書の発行を的確 第十七条の七 法第十四条第二項第一号中イからへまで以外の部分の農林水産

#### 第十七条の八削除

## (輸入受精卵の採取者)

第十七条の九 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める者は、獣医師とする。

# (輸入受精卵に係る検査方法等)

- 方法とする。 第十七条の十 法第十四条第二項第一号ハの農林水産省令で定める方法は、検 第十世条の十 法第十四条第二項第一号ハの農林水産省令で定める方法は、検
- | は、獣医師とする。 | に掲げる者とする。ただし、雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつてに掲げる者とする。ただし、雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつて第十七条の十一 法第十四条第二項第一号ニの農林水産省令で定める者は、次
- 獣医師又は家畜人工授精師

第十七条の十二 法第十四条第二項第一号二の農林水産省令で定める方法は、

家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外授精及び検査については、第十六条

の三の方法、容器への収容については第十六条の四の方法とする。

# (輸入受精卵に係る証明書の記載事項)

- 家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、
- 畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜(家

りでない。

りでない。 を行い、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、第十一条ただし書 これを譲り渡し、雌の家畜に注入し、若しくはこれを用いて家畜体外授精 産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液又は家畜受精卵は、 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水

採取の用に供した雄の家畜。第四十二条第一項第二号ロにおいて同じ。)

- 前号の雄の家畜の品種
- 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜の名前 前号の雌の家畜の品種
- 液の注入の年月日 当該家畜体内受精卵を採取するためにした種付け又は家畜人工授精用精
- 当該家畜体内受精卵の採取年月日
- 七 前号の採取年月日における第三号の雌の家畜の飼養者の氏名又は名称及
- 八 当該家畜体内受精卵の採取及び処理をした者の氏名及び住所 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精
- 家畜の名前 当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の

卵にあつては次のとおりとする。

- 二 前号の雄の家畜の品種
- 三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(その とたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第 一項第三号ロにおいて同じ。)の名前
- 前号の雌の家畜の品種
- 当該家畜体外受精卵の検査年月日当該家畜体外受精卵を生産するために行つた家畜体外授精の年月日当該家畜体外受精卵を生産するために行つた家畜体外授精の年月日
- 七 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣を採取した日における第三号の雌の 家畜の飼養者の氏名又は名称及び住所
- 理、 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取、家畜未受精卵の採取及び処 家畜体外授精並びに家畜体外受精卵の処理をした者の氏名及び住所

# (家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基準)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、家畜人工授精 おいて衛生的に保存されている家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十 ター又は都道府県が開設する施設(以下「家畜人工授精所等」という。)に 所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセン 掲げるものとする。 条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)であつて、

- 次に掲げる家畜人工授精用精液でないこと。
- 細菌が多数発育しているもの
- じよ状物又はきよう雑物があるもの
- ると認められるもの 水素イオン濃度が著しく酸性又はアルカリ性であつて受胎に支障があ
- 第十七条各号に掲げる異常を有するもの
- 二 次に掲げる家畜受精卵でないこと。
- めに受胎に支障があると認められるもの 卵細胞が変性し、若しくは消失し、又は形態が著しく変形しているた
- 胎に支障があると認められるもの 年月日から推定される発育段階と著しく異なる発育段階にあるために受 精液の注入又は家畜体外受精卵を生産するために行つた家畜体外授精の 家畜体内受精卵を採取するためにした種付け若しくは家畜人工授精用

#### (家畜人工授精簿)

- 第十五条 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精実に証明なる事項を家務植若しくは家畜体外受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載しなければならない。
- ければならない。 獣医師又は家畜人工授精師は、前項の家畜人工授精簿を五年間保存しな

(農林水産省令への委任)

第十五条の二 この節に規定するもののほか、第十三条第四項の家畜人工授精簿の様式外受精卵生産に関する証明書並びに前条第一項の家畜人工授精簿の様式外受精卵生産に関する証明書、体内受精卵採取に関する証明書、同条精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第十五条の二 この節に規定するもののほか、第十三条第四項の家畜人工授

### 第二節 家畜人工授精師

### (家畜人工授精師の免許)

- 第十六条 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受け
- 京畜人工授精師の免許は、農林水産大臣の指定する者又は都道府県が家畜体外受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に及び家畜体外受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体育の検証が表情がある。
- 及び家畜体外受精卵移植の業務を行うことができる。精卵の移植を含む。)の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植(家畜体外受試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として当該免許に係る試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として当該免許に係る家畜人工授精師の免許を与えられた者は、その者が合格した前項の修業
- 実施に関する基準は、農林水産省令で定める。 第二項の規定による指定の申請手続並びに同項の講習会及び修業試験の

あるもの の一浮遊液に細菌が多数発育し、又はじよ状物若しくはきよう雑物が多数

第十九条 削除

# (家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、する証明書、同項の体內受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関証明書、同項の体內受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関証明書、同項のな内受精卵経取に関する証明書、同項のな畜体内受第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受第二十条

### 第二節 家畜人工授精師

一 名称及び主所位がこ代表者の氏名 掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 第二十一条 法第十六条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に(講習会開催者の指定の申請)

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 講習会の開催場所 体内受精卵移植と関する講習会の別体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別 検持及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜 人工 講習会に係る家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工
- 四 講習会において課すべき科目及びその時間並びに担当講師の氏名及び略三 講習会の開催場所
- 講習会の用に供する施設、機械器具及び家畜の概要

Ŧi.

# (講習会開催者の指定の基準)

- 第二十二条 家畜人工授精に関する講習会に係る法第十六条第二項の規定によ
- 次のいずれかに該当する者であること。
- 学校教育法に基づく専修学校であつて、畜産学に関する専門課程を置は学科を置くもの学校教育法に基づく大学であつて、獣医学又は畜産学に関する学部又学校教育法に基づく大学であつて、獣医学又は畜産学に関する学部又
- 人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、家畜の改良増殖の特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法くもの

つ、その講師には、獣医師又は家畜人工授精師を含むこと。 目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、か

- 目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第一項各号に掲げる科
- 二項の規定による指定の基準は、次のとおりとする。 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会に係る法第十六条第
- 前項第一号に掲げる者であること。
- 目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、か つ、その講師には、獣医師を含むこと。 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第二項各号に掲げる科
- 三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第二項各号に掲げる科 目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。
- 第一項第一号に掲げる者であること。

講習会に係る法第十六条第二項の規定による指定の基準は、次のとおりとす

家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する

3

- 目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、 つ、その講師には、獣医師を含むこと。
- 三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科 目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。

### (報告の徴収及び指示)

第二十二条の二 農林水産大臣は、講習会の適正な運営を図るため必要がある ることができる。 定講習会開催者」という。)に対して講習会に関し必要な事項の報告を求め と認めるときは、法第十六条第二項の規定による指定を受けた者(以下「指

2 農林水産大臣は、指定講習会開催者の講習の内容、講習会の用に供する施 の指定講習会開催者に対して必要な指示をすることができる。 設、機械器具又は家畜その他講習会の運営が適当でないと認めるときは、そ

# 第二十二条の三 農林水産大臣は、指定講習会開催者から申請があつたとき (指定の取消し)

2 農林水産大臣は、指定講習会開催者が第二十二条第一項若しくは第二項に 示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。 規定する指定の基準に適合しなくなつたとき又は前条第二項の規定による指 は、その指定を取り消さなければならない

は、少なくとも次のとおりでなければならない。 学科

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間

(講習課目等)

科目 時間

一般科目 畜産概論 四時間 家畜の栄養 三時間 家畜の飼養管理 三時間

生殖器解剖 五時間 関係法規 五時間 家畜の育種 七時間

専門科目

繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理) 十三時間

3 2 二実習 目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科 二実習 ればならない。 講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなけ 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する 専門科目 生殖器解剖 五時間関係法規 五時間 受精卵の移植 二十六時間 生殖器解剖 四時間 科目 時間 繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理) 専門科目 生殖器解剖 五時間 科目 時間 体内受精卵の処理及び保存 五十時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 四十五時間 発情鑑定 六時間 家畜の審査 七時間 家畜の飼養管理 四時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 四十五時間 精液精子検査法 八時間 生殖器解剖 四時間 家畜の飼養管理 四時間 一般科目 畜産概論 四時間 科目 時間 精液精子検査法 八時間 科目 時間 発情鑑定 六時間 家畜の審査 七時間 学科 一般科目 畜産概論 四時間 家畜の育種 七時間 家畜の飼養管理 三時間 家畜の栄養 三時間 受精卵の生理及び形態 十六時間 体内受精卵移植概論 八時間 種付けの理論(妊娠と分娩) 四時間 関係法規 五時間 家畜の栄養 三時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 十七時間 種付けの理論(妊娠と分娩) 四時間精子生理(雄繁殖生理) 七時間 受精卵の移植 八時間 体内受精卵の処理及び保存 十六時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 十七時間 精子生理(雄繁殖生理) 七時間 家畜の育種 七時間 家畜の飼養管理 三時間 十三時間

種付けの理論 (妊娠と分娩) 四時間 受精卵の移植 八時間 体外受精卵移植概論 三時間 受精卵の生理及び形態 十六時間 体内受精卵移植概論 八時間 精子生理(雄繁殖生理) 七時間 繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理) 体外受精卵の生産 四時間 体内受精卵の処理及び保存 十六時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 十七時間 十三時間

二実習

科目 時間 家畜の飼養管理 四時間

家畜の審査 七時間

生殖器解剖 四時間

発情鑑定 六時間

精液精子検査法 八時間

体内受精卵の処理及び保存 五十時間 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 四十五時間

受精卵の移植 二十六時間 体外受精卵の生産 二十一時間

うち畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁 殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)、精子生理(雄繁殖生理)、種付け 家畜人工授精に関する講習会における講習は、第一項各号に掲げる科目の

- の理論(妊娠と分娩)、家畜の審査及び発情鑑定(以下「特定科目」とい 識及び技能を、第一項各号に掲げる科目のうちその他の科目にあつては家畜 う。)にあつては第二十四条の二第一項の大学等において修得する程度の知 できるものでなければならない。 人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することが 二項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論及び受精卵の生 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会における講習は、第
- 各号に掲げる科目のうちその他の科目にあつては家畜人工授精並びに家畜体 卵移植概論、受精卵の生理及び形態及び体外受精卵移植概論にあつては第二 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知 の知識及び技能を、第二項各号に掲げる科目のうちその他の科目にあつては 理及び形態にあつては第二十四条の二第一項の大学等において修得する程度 内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知 講習会における講習は、第三項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精 識及び技能を修得することができるものでなければならない。 識及び技能を修得することができるものでなければならない。 十四条の二第一項の大学等において修得する程度の知識及び技能を、第三項 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する

#### (修業試験)

第二十四条 講習会の修業試験は、家畜人工授精師となるのに必要な知識及び 技能を有するかどうかを判定することを目的とし、家畜人工授精に関する講 家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験にあつては同条第三項各号に 項各号に掲げる科目について、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び 授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験にあつては同条第二 習会の修業試験にあつては前条第一項各号に掲げる科目について、家畜人工

掲げる科目について行わなければならない。

- 関する講習会の修業試験を受けることができない。 「項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十五時間及び前条第
- い。 の受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができな ので家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができな ので家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができな の受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十三時間及び前条第 のできない。

3

大学によりできない。大学によりできない。大学に表示した。大学に表示を受けることができない。大学に表示を受けることができない。大学に表示を受けることができない。大学に表示を受けることができない。大学に表示を通じて九十九時間及び前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第二項第二

# (受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育第二十四条の二 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育第二十四条の二 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育第二十四条の二 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育をする。

講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。 第二十三条第一項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精に関する 2 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、

3

- ・ 中以外の種類の家畜について家畜人工受情に関する講習会の修業試験に合 しては、第二十三条第二項各号に掲げる科目のうち同条第一項各号に掲げる ものについての家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講 のについての家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講 のについて家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講 のについて家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対 といいて家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対 といいの家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対 といいのでいて家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対
- 4 牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。 第二十三条第二項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精並びに家験又は同条第三項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。
- ・ 受講等免除者は、第一項の規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとするときは、大学等において当該免除を受けようとする科目を修受けようとするときは、大学等において当該免除を受けようとする科目を修
- の開催者に提出しなければならない。

  「講習会の開始予定日までに講習会試験に合格していることを証する書面を、講習会の開始予定日までに講習会の修業る講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとするときは、講習会の修業議験に合格している者は、第二項から第五項までの規定によ

- 8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格してい 除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号 は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免 る者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又 科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にか に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の かわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。 があるときは、これを一時間に切り上げた時間)時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数時間を控除して得た時間(一時間未満の端数 六十八時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する
- 二 七十四時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第二号に規定する 時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 があるときは、これを一時間に切り上げた時間)
- る科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜 修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げ 授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができ 条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号 体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下 している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工 「免除科目の甲」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格
- があるときは、これを一時間に切り上げた時間) 時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 百十六時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する
- 二 百五十時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第二号に規定する 時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数 があるときは、これを一時間に切り上げた時間)
- 10 げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達す 植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条 業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移 している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修 受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けること る場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内 第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定 ができる。 いう。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲 する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科目の乙」と による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格
- 数があるときは、これを一時間に切り上げた時間) る時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端 百二十三時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定す
- 数があるときは、 る時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端 百七十一時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第二号に規定す これを一時間に切り上げた時間

第二十五条 講習会の開催者は、 (修業試験の合格証明書) 修業試験合格者名簿を備えて、必要な事項を

# (家畜人工授精師の免許を与えない場合)

- 第十七条 この法律、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六 執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過れらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その 律第四十六号)若しくは家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)又はこ 号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 しない者には、前条第一項の免許を与えない。 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の免許を与えないこ (昭和三十五年法律第百四十五号)、獣医師法、獣医療法(平成四年法
- とができる。 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない
- 者として農林水産省令で定めるもの
- 麻薬又は大麻の中毒者
- 項に規定する者を除く。) の法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者(前確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれら一 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の
- する者を除く。) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者(前項に規定
- ときは、都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければなら に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととす るときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつた 都道府県知事は、前条第一項の免許を申請した者について、前項第一号

るものとする。 記入するとともに、修業試験に合格した者に対してその旨の証明書を交付す

- 前項の証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 講習会の開催者の名称及び住所
- 講習会の開催場所及び期日
- 体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別 授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜 講習会に係る家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工

# (家畜人工授精師の免許の申請)

- 第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする 所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住
- 書(同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに 規定する国籍等)の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明 は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍(日本の国籍を有しない者にあつて
- 二 講習会の修業試験に合格した旨の証明書の写し
- 三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機 能の障害又は麻薬若しくは大麻の中毒者であるかどうかに関する医師の診
- 四 申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当する かどうかの別を記載した書面
- 法第十七条第二項第三号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

# (心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者)

- 第二十六条の二 法第十七条第二項第一号の農林水産省令で定める者は、 各号のいずれかに該当する者とする。
- 畜人工授精師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により家
- 二 上肢の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たつて 必要な技能を十分に発揮することができない者

## (障害を補う手段等の考慮)

第二十六条の三 都道府県知事は、家畜人工授精師の免許の申請を行つた者が 前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与える かどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は

第十八条 都道府県知事は、第十六条第一項の免許を与えたときは、 工授精師免許証を交付しなければならない。 家畜人

#### (免許証の書換交付)

第九条 家畜人工授精師は、家畜人工授精師免許証(以下「免許証」とい 付を申請することができる。 う。)の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産 省令で定めるところにより、 免許を与えた都道府県知事に免許証の書換交

#### (免許証の再交付)

水産省令で定めるところにより、免許を与えた都道府県知事に免許証の再第十条 家畜人工授精師は、免許証を汚し、損じ、又は失つたときは、農林 交付を申請することができる。

ればならない。 たときは、速やかに、免許を与えた都道府県知事に旧免許証を返納しなけ 家畜人工授精師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見し

2

#### (免許証の返納等)

第十九条 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者

(家畜人工授精師の免許の取消し及び業務の停止)

に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、そ

2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七条第二項各号のいずれかに掲

の免許を取り消さなければならない。

令に基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命

前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開

3

停止を命ずることができる。

により行わなければならない。

| 第十一条 家畜人工授精師は、法第十九条第一項又は第二項の規定により免 を返納しなければならない。 許を取り消されたときは、速やかに、免許を与えた都道府県知事に免許証

2 家畜人工授精師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法 和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、 やかに、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない

きは、速やかに、免許を与えた都道府県知事に免許証を提出しなければな ばる業務の停止の期間が満了したときは、直ちに当該免許証を返還しなけ前項の規定により免許証の提出を受けた都道府県知事は、当該免許証に 家畜人工授精師は、法第十九条第二項の規定により業務が停止されたと

#### 家畜人工授精師名簿)

ればならない。

係る業務の停止の期間が満了したときは、

師について、農林水産省令で定める事項を記載した名簿を作成しなければ第十二条 都道府県知事は、当該都道府県知事の免許を受けた家畜人工授精

第二十一条 家畜人工授精師でなければ、家畜人工授精師という名称を用い

てはならない。

(名称の独占)

第二十条 第十六条第一項の免許及び前条第一項又は第二項の規定による免

(家畜人工授精師免許等の効力)

許の取消し又は業務の停止の効力は、全都道府県に及ぶ

当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、 している状況を考慮しなければならない。 又は障害の程度が軽減

#### (精神障害の届出)

第二十六条の四 家畜人工授精師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、 見を記載した医師の診断書を添付しなければならない の病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所 えた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、そ 当該家畜人工授精師が精神の機能の障害を有する状態となり家畜人工授精師 の業務の継続が著しく困難になったときは、当該家畜人工授精師に免許を与

# (家畜人工授精師免許証の様式)

第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証(以下「免許証」という。) は、別記様式第十五号による。

## (免許証の記載事項の変更)

第二十八条 令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとす

住所又は氏名の変更 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍)、

二 免許に係る家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家 家畜体外受精卵移植の業務の別の変更 畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び

# (免許証の書換交付及び再交付の手続)

第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、 六号による申請書に免許証を添えてしなければならない 別記様式第十

2 今第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十六号 汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証 による申請書を提出してしなければならない。この場合において、免許証を を添えて提出しなければならない。

#### 家畜人工授精師名簿

第三十条 令第十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

免許番号及び免許を与えた年月日

# (家畜人工授精師免許証の携帯等)

- る 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入若しくは家畜 人工授精師は、家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者を要求されたとき、又は家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者を要求されたとき、又は家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者から体内受精卵若しくは家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者から体内受精卵者しては家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入若しくは家畜、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入若しくは家畜

# 、政令及び農林水産省令への委任)

第二十三条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、第二十三条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精師の免許の申請手続並びに第十九条第二する証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関語明書、体内受精卵移植証明書及び精液採取に関語の規定による免許が、

### 第三節 家畜人工授精所

# (家畜人工授精所の開設の許可)

> #習☆○≫巻式食ご子! 住所、氏名及び生年月日

- 二 講習会の修業試験に合格した年月日
- 家畜体外受精卵移植の業務の別畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及びい免許に係る家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家
- 六 免許証を書換交付し、又は再交付したときは、その旨、事由及び年月日

#### (授精証明書等の様式)

第三十一条 法第二十二条第二項の授精証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、そ書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、そ書、一条 法第二十二条第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明

### 第三節 家畜人工授精所

# (家畜人工授精所の開設の許可の申請)

道府県知事に提出しなければならない。 第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けよ

- 二 建物の平面図、配置図、付近の見取図 合にあつては、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師)の免許証の写し合にあつては、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師)の免許証の写し かい処理又は家畜体外授精業務 (法第十三条第六項に規定する家畜体外授 卵の処理又は家畜体外授精業務 (法第十三条第六項に規定する家畜体外授 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師 (家畜体内受精
- 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第一 住民票の写し又は住民票記載事項を記載したもの(日本の国籍を有しない者に 男及び第七号に掲げる事項を記載したもの(日本の国籍を有しない者に
- るかどうかの別を記載した書面
  お第二十五条第一項第二号又は第二項第二号若しくは第三号に該当す
- 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
- ・ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)
- 役員の氏名及び住所を記載した書面
- 第二項第四号に該当するかどうかの別を記載した書面人を含む。以下「役員等」という。)が法第二十五条第一項第三号又は人を含む。以下「役員等」という。)が法第二十五条第一項第三号又は、当該使用人がある場合にあつては、当該使用
- 号に規定する者がある場合に限る。) にあつては、その確定判決謄本二 法第二十五条第二項第四号に該当する場合 (役員等のうちに同項第二

# (家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合)

第二十五条 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えない。

器具を備えていない場合の、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及びつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、か

なつた日から二年を経過しない者である場合の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくの刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなく質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若し質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若し一 申請者が、この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品

号に規定する者がある場合 - 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前三 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前

人は、法第二十四条に規定する申請者の使用人であつて、家畜人工授精所第十三条 法第二十五条第一項第三号及び第二項第四号の政令で定める使用

(家畜人工授精所の開設の許可の申請者の使用人)

の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令で定める者

前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないこと

一 申請に係る施設の設置の場所が風紀上不適当である場合ができる。

であるものとする。

れた者(前項第二号に規定する者を除く。)である場合又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せらび安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法の申請者が、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及

(前項第二号に規定する者を除く。)である場合申請者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者

二号のいずれかに規定する者がある場合申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前

#### (変更の届出等)

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、 外工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、 第二十五条の二 家畜人工授精所の開設者は、第二十四条の許可に係る家畜

ならない。

北区は再開の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければ止又は再開の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければ止した当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又と「家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又

# (家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び使用の停止)

#### (許可証の交付)

第三十三条 都道府県知事は、法第二十四条の許可証(以下「許可証」という。) 事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証(以下「許可証」という。) 第三十三条 都道府県知事は、法第二十四条の許可をしたときは、次に掲げる

家畜人工授精所の管理番号

開設の許可の年月日

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその業務の別

#### (許可証の備置き)

は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならない。第三十四条 前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者

# (家畜人工授精所の構造、設備等)

第三十五条 法第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及

もの 移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような囲障がある 移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような囲障がある 入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注

び薬品の保管に支障がないもの 一 設備 処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及

三器具

、 「家畜本外受情卵多値を守う場合こめつてよ、家畜未受情卵の采収、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具と、家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、

な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具で、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要す、家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処

の保存に必要な器具の保存に必要な器具では家畜受精卵の保存を行う場合にあつては、その保存に必要な器具

# |十六条|| 令第十三条の農林水笠(開設の許可の申請者の使用人)

する者の権限を代行し得る地位にある者とする。 他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括第三十六条 令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その

#### (変更の届出等)

項(軽微な変更を除く。)とする。 第三十七条 法第二十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の事

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所

二 家畜人工授精所の名称及び所在地

び登録番号又は免許番号ご家畜人工授精師の氏名、住所及ご家畜人工授精師の氏名、住所及

家畜の種類及びその業務の別

家畜人工授精所の構造、設備及び器具

六 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

- 2 都道府県知事は、家畜人工授精所が第二十五条第一項第一号に該当するとができる。
- ついて準用する。 第十九条第三項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞に

### (家畜人工授精所の種畜)

### (家畜人工授精所の管理)

第二十八条 家畜人工授精所の開設者は、自ら獣医師又は家畜人工授精師か、その家畜人工授精所を管理させるために、獣医師又は家畜人工授精所か、その家畜人工授精所を管理させるために、獣医師のは、獣医師の以下採取する場合に限る。)を行う家畜人工授精所にあつては、獣医師。以下採取する場合に限る。)を行う家畜人工授精所にあつては、獣医師の以下を置かなければならない。

# (家畜人工授精用精液提供の義務)

第二十九条 家畜人工授精所の開設者は、その家畜人工授精所において家畜第二十九条 家畜人工授精所の開設者は、その家畜人工授精所において家畜

#### (名称の独占)

**第三十条** 家畜人工授精所でなければ、その名称中に家畜人工授精所たるこ

# (センター又は都道府県の開設する家畜人工授精所等)

第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人類一十一条 センター又は都道府県が開設する施第三十一条 センター又は都道府県が開設する施第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人

### (農林水産省令への委任)

第三十二条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精所の開設の許可の第三十二条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精所の開設の許可の

及び住所

- 2 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工と 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工 と 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工
- 、。 二号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならな 二号による再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十 3 法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜

#### (許可証の書換交付)

- 第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更を生じたと 第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更を生じたと
- 申請書を提出してしなければならない。 2 前項の規定による許可証の書換交付の申請は、別記様式第二十三号による

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、家 第三十二条の二 農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事 ない。

「おいのでは増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならいの改良増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。 は家畜受精卵を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができ由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液又 (特定家畜人工授精用精液等の指定) 第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例

(許可証の再交付)

第三十九条 家畜人工授精所の開設者は、許可証を汚し、損じ、又は失つたと なければならない。 きは、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の再交付を申請し

2 前項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第二十三号による申 請書を提出してしなければならない。この場合において、許可証を汚し、又 提出しなければならない。 は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に許可証を添えて

#### (許可証の返納等)

第四十条 家畜人工授精所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとな 知事に許可証を返納しなければならない。 つたときは、当該各号に定める者は、速やかに、その許可を与えた都道府県

- イ 法第二十六条第一項又は第二項の規定により開設の許可を取り消され、次に掲げる場合 当該家畜人工授精所の開設者 た場合
- 失した許可証を発見した場合 前条の規定による申請に係る許可証の再交付を受けた後において、亡
- 百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第1
- 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 知事に許可証を提出しなければならない。 り家畜人工授精所を休止したときは、速やかに、その許可を与えた都道府県 精所の使用の停止を命じられたとき又は法第二十五条の二第二項の規定によ 家畜人工授精所の開設者は、法第二十六条第二項の規定により家畜人工授 法人が前二号に掲げる理由以外の理由により解散した場合 その清算人
- る家畜人工授精所の使用の停止の期間が満了したとき又は家畜人工授精所が 再開しようとするときには、直ちに当該許可証を返還しなければならない。 前項の規定により許可証の提出を受けた都道府県知事は、当該許可証に係

# 第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例

# 〇家畜改良増殖法第三十二条の二第一項に基づき特定家 畜人工授精用精液等を指定する告示

液及び家畜受精卵とする。 畜人工授精用精液等は、次に掲げる品種に該当する牛の家畜人工授精用精 |家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の農林水産大臣が指定する特定家||-------(令和二年九月二十八日農林水産省告示第千八百二十九号)|

- 黒毛和種
- 褐毛和種

- 六 第一号から第五号までに掲げる品種と第五号に掲げる品種との交雑の五 第一号から第四号までに掲げる品種間の交雑の品種四 無角和種 日本短角種

品種

(指定の公示)

(指定の公示)

は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならな第三十二条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をするとき

2 特定家畜人工授精用精液等の指定は、前項の規定による公示によつてそ の効力を生ずる。

#### (容器への表示)

第三十二条の四 獣医師又は家畜人工授精師は、第十三条第四項から第六項 容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水 までの規定により特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該 産省令で定める事項の表示をしなければならない。

> 第四十一条 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、次に掲げる事項に つきするものとする。

- 指定年月日
- 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の品種 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の種類
- 2 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、官報に掲載してするものと する。

#### (容器への表示事項)

第四十二条 法第三十二条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりと

- 家畜人工授精用精液にあつては、次に掲げる事項
- 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
- 家畜体内受精卵にあつては、次に掲げる事項
- ものをいう。以下同じ。)) する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する これらの個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関 畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前又は あつては、当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家 精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前(牛の場合に 当該家畜体内受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受
- 当該家畜体内受精卵の採取年月日
- 三 家畜体外受精卵にあつては、次に掲げる事項
- 精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番 の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授 家畜の名前(牛の場合にあつては、当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣 当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び 当該家畜体外受精卵が生産された家畜人工授精所等の管理番号
- ハ 当該家畜体外受精卵の検査年月日

2

- 液の採取の用に供した雄の牛の個体識別番号をもつてその事項に代えること を表示することが適当でないと認められる場合には、当該家畜人工授精用精 畜証明書が交付されていない雄の牛の名前である場合その他の雄の牛の名前 前項第一号イに規定する事項については、法第四条第一項の規定による種 それぞれ
- 3 第一項に規定する事項のうち次の各号に掲げる事項については、 当該各号に定める事項をもつてその事項に代えることができる。
- 第一項第二号ロ及びハ 第一項第三号ロ及びハ 家畜体外受精卵証明書番号 家畜体内受精卵証明書番号
- (容器への表示方法)

第四十三条 法第三十二条の四の容器への表示を行うに当たつては、 る方法で行うものとする。 次に掲げ

- 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する方法
- 一 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベルを貼ることにより表示 する方法

#### (譲渡等記録簿)

譲受け(保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。以第三十二条の五 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の 渡等記録簿に記載しなければならない。 精用精液等の搬出を含む。以下この項において同じ。)、廃棄又は亡失を 下この項において同じ。)、譲渡し(保存の委託を受けた特定家畜人工授 したときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲

2 家畜人工授精所の開設者は、前項の譲渡等記録簿を十年間保存しなけれ ばならない。

#### (是正命令)

第三十二条の六 農林水産大臣は、獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授 ることができる。 ると認めるときは、当該獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開 精所の開設者が前二条の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反してい

の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければな第三十二条の七 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等について、そ らない。 (指定の解除)

工授精用精液等の指定を解除することができる。 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、特定家畜人

有する者の意見を聴かなければならない。 を解除するときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に関し専門の学識経験を 農林水産大臣は、前二項の規定により特定家畜人工授精用精液等の指定

授精用精液等の指定の解除について準用する。 第三十二条の三の規定は、第一項又は第二項の規定による特定家畜人工

### (農林水産省令への委任)

第三十二条の八 この節に規定するもののほか、第三十二条の四の容器への 省令で定める。 表示の方法及び第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、農林水産

## 第三章の二 家畜登録事業

## (家畜登録事業に係る承認)

第三十二条の九 家畜につき、その血統、能力又は体型を審査して一定の基 する規程(以下「登録規程」という。)を定め、これにつき農林水産大臣おうとする者は、農林水産省令で定める手続により、当該事業の実施に関 の承認を受けなければならない。 準に適合するものを登録する事業(以下「家畜登録事業」という。)を行

登録規程においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 登録する家畜の種類
- 登録の種類及び方法
- 審査の基準に関する事項
- 登録手数料に関する事項
- 家畜登録簿に関する事項

五四

を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続により、 家畜登録事業を行う者(以下「家畜登録機関」という。)は、登録規程 農林水産

#### (譲渡等記録簿の様式)

第四十四条 法第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、別記様式第二 十四号によるものとする。

## 第二章の二 家畜登録事業

### (登録規程の承認の申請)

業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。 第四十五条 法第三十二条の九第一項の規定により登録規程(同項に規定する 日前までに、別記様式第二十五号による申請書に登録規程及び家畜登録事 登録規程をいう。以下同じ。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業 (同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。) の開始予定期日の六十

# (登録規程の変更の承認の申請)

第四十六条 法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受

大臣の承認を受けなければならない。

うのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければなら 目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行 ときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容が、家畜改良増殖 農林水産大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつた

令で定める手続により、その旨を農林水産大臣に届け出なければならな 家畜登録機関は、家畜登録事業を廃止しようとするときは、農林水産省

#### (国の援助)

第三十二条の十 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登 

#### (必要措置命令)

業務運営の改善に関し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その第三十二条の十一 農林水産大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に

#### (業務の停止命令)

第三十二条の十二 農林水産大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律 ができる。
に基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることに基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることに基づく命令に違反した。

> けようとする者は、別記様式第二十六号による申請書を農林水産大臣に提出 しなければならない。

### (登録規程の承認の基準)

第四十七条 法第三十二条の九第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認め られない場合は、次のいずれかの場合とする。

- 登録規程に定める登録する家畜の種類のうちに法第三条の二第一項に規
- 二 登録規程に定める審査の基準が家畜の血統、 定する家畜でないものが含まれている場合 能力又は体型について定め
- 三 登録規程に定める審査の基準が法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標 の達成に支障を及ぼすおそれのあるものである場合 られていない場合
- 登録規程に定める登録手数料が著しく高額である場合ものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。 法第三十二条の九第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切な

2

- 二 登録規程に家畜登録簿を公表する旨の定めがない場合

# (家畜登録事業の廃止の届出)

第四十八条 法第三十二条の九第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出 をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記 様式第二十七号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

# 〇家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令

最終改正:令和二年九月二十八日農林水産省令第六十四号 (平成十三年三月二十六日農林水産省令第六十三号)

住所は、次のとおりとする。 家畜改良増殖法第三十二条の九第三項に規定する家畜登録機関の名称及び

社団法人日本養豚協会(昭和二十四	た法人をいう。) 角種登録協会という名称で設立され 三十二年十月五日に社団法人日本短	社団法人日本短角種登録協会(昭和れた法人をいう。)	あか牛登録協会という名称で設立さ二十七年五月三十日に社団法人日本	社団法人日本あか牛登録協会(昭和れた法人をいう。)	国和牛登録協会という名称で設立さ十三年十二月二十八日に社団法人全	社団法人全国和牛登録協会(昭和二	日本ジャージー登録協会	名称で設立された法人をいう。)人日本ホルスタイン登録協会という	(昭和二十五年十二月五日に社団法社団法人日本ホルスタイン登録協会	名称
東京都渋谷区代々木一丁目三十七番	番地一	青森県上北郡七戸町字鶴児平七十二	号	熊本県熊本市桜木六丁目三番五十四	二条殿町五百四十六番地二	京都府京都市中京区烏丸通御池上ル	東京都中野区本町四丁目三十八番十		三号 東京都中野区本町四丁目三十八番十	住所

#### 師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることがでいて、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精第三十四条 農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度にお 第三十三条 り、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければな。 家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところによ めるときは、家畜登録機関から家畜登録事業に関し必要な事項の報告を求る 農林水産大臣は、家畜登録事業の公正な運営を図るため必要があると認 めることができる。 ちから都道府県知事が任命する。 査委員を置くことができる。 種畜検査委員を置く。 から農林水産大臣が任命する。 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林水産省の職員のうち 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の職員のう 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検 (報告の徴収等) (種畜検査委員及び地方種畜検査委員) 第四章 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林水産省に 雑則

#### 録協会という名称で設立された法人年一月二十日に社団法人日本種豚登 二十号 協会という名称で設立された法人を |財団法人ジャパン・スタッドブック 畜産協会という名称で設立された法 十年四月一日に社団法人北海道酪農 社団法人北海道酪農畜産協会(平成 いう名称で設立された法人をい 社団法人畜産技術協会(昭和四十年 年三月二十九日に社団法人日本馬事社団法人日本馬事協会(昭和二十四 会という名称で設立された法人をい月十六日に財団法人競馬国際交流協 七月一日に社団法人畜産技術連盟と ・インターナショナル(平成五年四 をいう。 北海道札幌市中央区北四条西一丁目 東京都文京区湯島三丁目二十番九号 東京都中央区新川二丁目六番十六号 東京都港区新橋四丁目五番四号 一番地

この省令は、則 公布の目から施行する。

附 則 略)

第三章 雑則

# (家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等)

第四十九条 法第三十四条第三項の規定による報告は、毎年一月一日から十二 月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四月以内に、次の

- 5 水質計書、可算は、有工質の見管ところ及言(特別な管人工受情目情後等的他その他必要な事項の報告を求めることができる。 移植その他必要な事項の報告を求めることができる。 移植子の他必要な事項の報告を求めることができる。 移植子の他必要があると認めると 移植子の他必要な事項の報告を求めることができる。
- に関するものに限る。) を受けたときは、遅滞なく、その内容を農林水産) 都道府県知事は、前二項の規定による報告(特定家畜人工授精用精液等移植その他必要な事項の報告を求めることができる。

#### (立入検査等)

大臣に通知しなければならない。

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進する高いた。家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進する といいて同じ。)を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種において同じ。)を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限りを表別によって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録(電子的方式、磁気的方式やの他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録されてにおいて同じ。)を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種において同じ。)を検査させ、又は検査に必要な最ができる。と検討があるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

- 釈してはならない。 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解

## (センターによる立入検査等)

第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると

を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項合には、センターに対し、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場

センターは、第二項の指示に従つて第一項の立入検査等を行つたとき合するものに行わせなければならない。 畜産に関し知識経験を有する職員であつて農林水産省令で定める条件に適 をサンターは、前項の指示に従つて第一項の立入検査等をする場合には、

果を農林水産大臣に報告しなければならない。 は、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結は、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査等を行つたとき

定を準用する。 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規

各号に掲げる様式により行うものとする。

記様式第二十八号特別を持定家畜人工授精用精液等に係る業務を行つている場合にあつては、別等定家畜人工授精用精液等に係る業務を行つている場合にあつては、別

九号 - 「家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(特定家畜人工授精用精液等である」、 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(特定家畜人工授精用精液等である)。

## (身分を示す証明書の様式)

第五十条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十号による。

## (センターの立入検査等)

各号のいずれかに該当する者であることとする。 第五十一条 法第三十五条の二第三項の農林水産省令で定める条件は、第一条

を記載した書面を提出してしなければならない。 と 法第三十五条の二第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項

主たる事務所の所在地) の住所及び管理者の氏名(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及びの住所及び管理者の氏名(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行う場所立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)を行つた

一 立入検査等を行つた年月日

を所有する者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名 | 一種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液 |

### (センターに対する命令)

第三十五条の三 農林水産大臣は、第四条第一項の検査及び前条第一項の規 るときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができ 定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認め

#### (回収等の命令)

第三十五条の四 農林水産大臣は、第十四条の規定に違反して特定家畜人工 収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 授精用精液等を譲り渡した者に対し、当該特定家畜人工授精用精液等の回

者に対し、当該家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他畜受精卵(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。) を譲り渡したる 都道府県知事は、第十四条の規定に違反して家畜人工授精用精液又は家 必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (手数料の納付)

第三十六条 農林水産大臣に対して第十条の規定による種畜証明書の書換交 を納付しなければならない。ただし、センター又は都道府県については、 付又は再交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料 この限りでない。

第三十六条の二 第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は 条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。 停止については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二 (行政手続法の適用除外)

#### (審査請求の制限)

第三十六条の三 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をす ることができない。

- 第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は停止第四条第一項の規定による種畜証明書の交付に関する処分

#### (島の適用除外)

第三十七条 政府は、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の 全部又は一部を適用しないことができる。

#### (権限の委任)

第三十七条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令 で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができ

及び主たる事務所の所在地)

兀 卵を所有する者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏 及び当該家畜受精卵の生産のために用いた種畜の名称並びに当該家畜受精 名及び主たる事務所の所在地) 家畜受精卵を採取した場合にあつては、当該家畜受精卵を採取した家畜

立入検査等の結果

六 その他参考となるべき事項

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書 は、別記様式第三十一号による。

#### (手数料)

第十四条 法第三十六条に規定する者のうち農林水産大臣に対して申請をす るものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、七百九 十円とする。

#### (権限の委任)

第五十二条 法第三十五条第一項並びに法第三十五条の二第一項 、第二項及 び第四項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。 だし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 た

#### 第五章 罰則

- 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした 者は、百万円以下の罰金に処する。
- 虚偽又は不正の事実に基づいて、第十六条第一項の規定による免許を二条まで、第十三条第四項又は第十四条の規定に違反したとき。 第四条第一項、第五条、第九条の二、第九条の三、第十一条から第十
- 受けたとき。
- 兀 三 第三十二条の九第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受け ないで家畜登録事業を行つたとき
- ないで登録規程を変更したとき。 第三十二条の九第三項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受け
- 第三十五条の四の規定による命令に違反したとき

Ŧ.

- 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした 者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 二 第九条第二項に規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載 第九条第一項若しくは第四項、第十三条第八項又は第二十二条の規定 に違反したとき。
- 三 第十三条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと をしたとき。
- 偽の記載をしたとき。 第十五条第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、 又は虚
- き 第二十一条の規定に違反して、家畜人工授精師という名称を用いたと

五. 四

- 第三十二条の六の規定による命令に違反したとき

t

- 九 の報告をしたとき。 第三十四条第一項から第四項までの規定による報告をせず、又は虚偽 第三十二条の十二の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
- み、妨げ、又は忌避したとき。 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒

+

- 者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業 為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。 第四十一条 第三十五条の三の規定による命令に違反した場合には、その違
- 第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処
- 第九条第三項又は第十五条第二項の規定に違反した者
- 第二十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
- て、家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を三 第二十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし

		附則(略)	法には、	(重畜去り発上)	1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内(施行期日)	附 則 (抄)
			附則 (略)	2 重督去布庁令(召印二十三丰女令第二写四十一号)は、発上する。(種畜法施行令の廃止)	1 この政令は、昭和二十五年八月二十日から施行する。(施行期日)	附則(抄)
別記樣式第一号~別記樣式第三十一号 (略)	は、同条中「一月一日」とあるのは「四月一日」とする。 (経過措置) は、同条中「一月一日」とあるのは「四月一日」とする。 まことは、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」とは、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」と と	和二年十月一日)から施宁する。 第一条 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日(令(施行期日) 附 則 (令和二年十月一日)	3 種畜法施行規則(昭和二十三年農林省令第七十二号)は、廃止する。	(重薈去布丁見則の発上)行する。	1 この省令は、家畜改良増殖法施行の日(昭和二十五年八月二十日)から施   (施行期日)	附則(抄)